

舟橋村における成育医療等の実施状況について



富山県 舟橋村長
金森 勝雄

1. 舟橋村について

2. 実施している事業

①母子保健事業

②児童福祉・児童虐待

③こどもの地域包括ケア

④障がい・教育

3. 今後の課題

1.舟橋村について



面積:3.47キロ平方メートル
(全国で最も小さい自治体)

人口:3,121人(R2.5.1時点)
男 1,585人
女 1,593人
(1,128世帯)

●平成元年から実施した宅地開発による施策が実り、子育て世代を中心に急激な人口の増加が図られた。

●現在は宅地開発や子育て共助による子育て支援施策の充実により若い世代の転入が増加している。

2.実施している事業

①母子保健事業

【妊娠～】

- 母子健康手帳の交付

- 妊婦一般・歯科健康診査助成

妊娠中に医療機関・助産所等で受ける基本的な健診費用の助成(14回分)
村内の歯科医院にて1回歯科健診費用の助成。

- 産婦健康診査受診助成

出産後に医療機関・助産所等で、産後2週間・1か月に受ける産婦健診の費用について一部助成。

- 妊産婦の医療費助成

妊産婦に対する保険の向上と適切な医療を確保するため妊産婦医療費の一部を助成。(妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患)

【出産後】

●新生児等聴覚検査費用助成事業

令和2年4月1日以降に生まれた赤ちゃんを対象に、生まれてすぐに受ける新生児聴覚検査にかかる費用の一部について、助成(上限5,000円)することにより、検査受診率100%を維持し、難聴の早期発見・治療を行い、対象児の生活機能の維持向上を図る。

●新生児訪問

出生後、新生児訪問連絡票(母子健康手帳に添付)を退院後帰宅先の市町村へ送付後、1か月以内に保健師等の訪問を実施。

●低体重児訪問

出生体重2,500g未満の赤ちゃんについて保健師の訪問。

●産後ケア事業

産後ケア応援室は、出産後急激な体調の変化がある中で慣れない育児に奮闘しているお母さんの心と身体の回復を支援し、お子さんとの新しい生活を安心して過ごすことができるようサポートする事業。

富山市のまちなか総合ケアセンターの産後ケア応援室のデイケア・宿泊にかかった費用の40%を助成。

(サービス内容)

1. デイケア・・・日中、お部屋を利用しケアプランに沿ったケアを受けられます。
2. 宿泊・・・お部屋に宿泊し、ケアプランに沿ったケアを受けられます。
3. 教室・・・助産師の育児に関する話を聞いたり、お茶をしながら、お母さん同士の交流を楽しめます。

【健診等】

●健康診査

4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児(年中児)の健康診査を実施。
→ひとり一人を見る機会が増えることでより丁寧なフォローが可能。

●むし歯予防活動

幼児をむし歯から守るため、1歳6か月児歯科健診受診者を対象とし、「むし歯予防教室」を行っている。教室では、歯みがき指導や保健相談、フッ素塗布を実施している。フッ素塗布は、半年毎に5回まで可能。

●母子保健推進員

妊産婦及び乳幼児の健診、教室の案内や企画・運営、身近な相談役、おかあさん役として各地区を分担し、活躍。
また、母乳育児の推進、むし歯予防活動にも力を入れている。

●パパママ教室

妊婦とその夫を対象に、出産に向けてのミニ講話を二人で受講し、育児のイメージを持ち、妊婦はマタニティヨガで心身のリフレッシュを図り、父は妊婦体験、沐浴体験を通じて妊娠や自分の役割のイメージを持ち、地域のママ友、パパ友づくりのきっかけとする。

●離乳食教室

妊婦や1歳未満の子どもを持つ母親、その家族を対象に講話及び心身の状況及び養育環境の把握、育児についての相談助言を行う。

【小児医療の充実】

●小児救急医療の充実

県や近隣の市町及び関連機関との連携を進める。

●インフルエンザ予防接種費助成事業

インフルエンザの流行を防ぎ、こどもの健康的な生活の維持を目的に中新川郡の医療機関で接種した1歳から中学3年生を対象に1回2,000円の接種費用の助成をおこなう。

【不妊・不育治療】

●不妊治療費助成

「赤ちゃんが欲しいのにできない」等といった理由で、生殖補助医療による不妊治療を受けている夫婦に対して、治療費を一部助成。(1年度当たり30万円を限度)

また、不妊治療の一環として精子を精巣または、精巣上体から採取するための手術を行った場合は、その費用について15万円を限度に助成。

※対象となるのは、治療開始日時時点で妻の年齢が43歳未満の場合に限定。

●不育治療費助成

不育症治療を受けている夫婦に対して、治療費を一部助成。(1回当たり30万円を限度)

②児童福祉・児童虐待

【児童虐待防止対策】

●要保護児童対策地域協議会

児童虐待問題について協議し、要保護児童やその家族への支援、児童虐待の早期発見、早期対応及び発生防止の努めることを目的に、関係機関の担当者が集まり、情報共有や交換、対策協議を行う。

●総合的な親と子の心の健康づくり対策

母の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、日常的な育児相談機能の強化、母子保健事業の充実を図る。日常的な子育て支援センター指導員による対面での相談、保健師による電話相談、月1回の心理相談員による「子育て相談」等実施。

●家庭児童相談室、保健センター

●在宅支援

各関係機関と連携を図り、家庭環境の状況を把握するための家庭訪問実施

●子ども家庭総合支援拠点の設置

すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、必要な支援にかかる業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る。

【母子家庭等の自立支援】

- 福祉サービス等利用に際しての配慮

母子家庭等の現状を把握し、子育てなどの日常的な生活や、就業・養育費などに関する支援を総合的に実施。

- ひとり親家庭等医療費の助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養するひとり親家庭等に医療費を助成

- 相談体制の充実や情報提供

- ひとり親家庭等子育てサポート事業

ひとり親家庭の児童が利用する放課後児童クラブ事業またはファミリー・サポート・センター事業の利用料を補助

③こどもの地域包括ケア

【地域協働による子育て支援】

●ボランティアによる子育て支援

子育て世代の頼りあえる仲間づくりを目的とする交流イベントの開催を支援。

●子育て支援アプリ

子育てに関する情報発信や情報交換を支援。

舟橋村コミュニティアプリに顔見知り限定で登録し、育児用品の譲り合いや子どもの送迎依頼等、頼りあえる仲間づくりを支援。

●子育てサポーター養成事業

子育てに関するアドバイスなどを行う子育てサポーターを、生涯学習講座の一環として実施し養成する。

④障がい・教育

【障がい児施策】

●医療・福祉サービスの充実及び教育支援体制の整備

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携等により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就業支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進。身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の障がいのある子どもに医療費の助成を行う。

●保育所等訪問支援

現在は健診や相談会の事後フォローの一環として保健師による保育所等訪問を行っているが、保育所等を利用している障がいのある子どもに対し、専門的な立場から訪問指導を行う仕組みを構築する。

●障がいのある子どもの放課後の居場所づくり

軽度の障がいのある子どもの放課後や、夏休みなどの居場所づくりとして、放課後児童クラブにおける受け入れ促進。

放課後等デイサービスの広域的な提供体制の確保。

●教育及び療育に特別のニーズがある子どもの教育的支援

学習障がい、AD／HD、自閉症スペクトラムなど教育や療育に特別なニーズのある子どもに教育の資質向上を図りつつ適切な教育的支援を行う。

各種相談事業や就学指導委員会の組織・協働内容の充実。

3. 今後の課題

「共感」と「繋がり」を大事にし、地域全体での子育て環境の整備

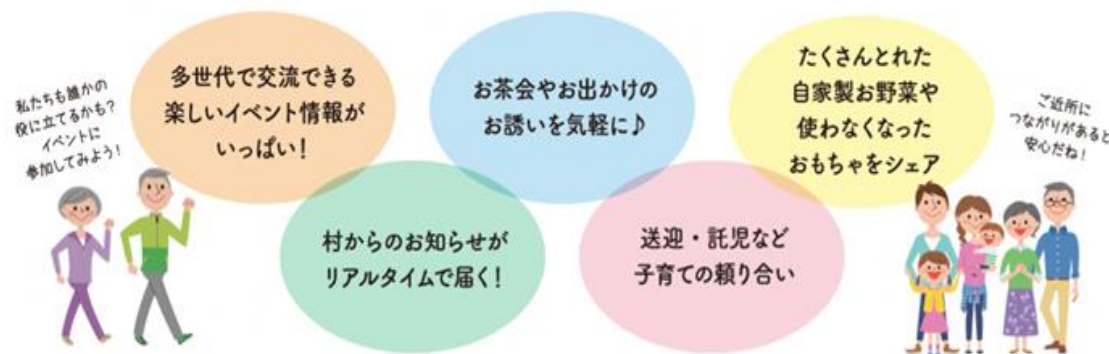
○子育てする親の孤立化を防止

子育て世代の悩みを共感し、ともに支えあえる「安心感」の醸成を目的に、公園、子育て支援センター、子育て支援アプリ等を活用したコミュニティづくりを推進している。

○子育てと仕事の両立を支援

村のコミュニティアプリを使って、急遽仕事等で子どもをみれなくなった親が子育てサポーターを募集し、アプリの中で一時預かりができるような仕組みを構築。(共助)
※子育てサポーターはアプリで登録されている全く知らない第三者のみでなく、知り合いのみなど限定することも可能。

舟橋村コミュニティアプリで、暮らし・情報・子育てをシェア。



ハード面をカバーするソフト面の充実

- 短期支援事業等を行う専門的な施設が村内にない等とっさの時の支援者が必要
 - ・地域でのフォロー体制の整備(子育てアプリ等での共助)
 - ・保健、福祉(子ども・障害等)が1つの課で対応。こども園、小中学校は村で各1校ずつであるため、日頃から連携がとりやすい。
 - ・他市町村とのサービス共有等も今後検討

細やかな情報提供

- 適切な情報発信及び相談体制の充実

インターネットでの子育て情報等の取捨選択をうまくできず、発達関係など内容によっては、ネットの情報と自分の子どもと比較してしまい、悩んでしまう保護者が多い。

核家族化、祖父母も現役世代であるため、支援が得にくい世帯も増加

→専門的な知識を基に保健師等が適切なアドバイスを実施。

→母親の心に寄り添いながら、家庭訪問や健診、子育て支援センターでの相談体制の強化を図る。

○実態に合わせた事業の実施

例1) 離乳食教室

母親教室の一部として組み込まれていたが、離乳食の進め方に悩む保護者が多く、1歳半健診時に離乳が完了できていない子どもも発生。

そのため、母親教室を「パパママ教室」と「離乳食教室」の2つに分けて令和2年度より実施。

パパママ教室：妊婦とその夫がメイン

離乳食教室：妊産婦メイン 9か月児健診にて離乳食の進め方について個別相談の機会を設けているが、講話と実践の講座を実施。

→知識取得だけではなく、実践の機会を持つことでより深い理解につなげる。

◎「なにか」あったからその事業(対策)を行うのではなく、
「なにか」起こらないように予防の仕組みの構築を意識して実施。